

## 全国港湾は「共謀罪」に反対する決議

政府は、2017年3月21日、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」（共謀罪法案）を閣議決定し、衆議院で審議が始まった。この法案は過去3度にわたり国会に提出されたものの世論の批判を受け廃案となった共謀罪法案とその本質において同一のものである。共謀罪の本質は、犯罪の謀議の段階で処罰しようとするものであり、まさに「思想や内心の自由」を取り締まり、国家権力による思想・言論統制や弾圧に利用される危険が極めて高いものである。全国港湾は、労働者・労働組合の正当な活動を制約するおそれの高い共謀罪の成立に対して、強く反対する。

この法案が成立すれば、使用者や政府がこれを悪用し、労働組合のあらゆる活動が捜査や弾圧の対象となりうることである。

例えば、労働組合が不当解雇撤回などを求める企業門前での抗議行動を計画してチラシを作成することや労働組合がストライキを計画して組合員への連絡文書を作成すること、政府の労働法制改悪反対の行動を企画することなど、これらはいずれも正当な労働組合の活動にかかわる行為である。

しかし、これらの正当な組合活動についても、ひとたび共謀罪が成立すれば、「組織的な威力業務妨害」「組織的な信用毀損・業務妨害」「組織的な強要・組織的な逮捕監禁」「組織的な恐喝」などの「共謀」および「準備行為」をしたものとでっち上げられて捜査され、組合員が逮捕されたり組合事務所が搜索・差押えされたりする危険がある。歴史的にみれば労働運動の弾圧に共謀罪が利用される可能性は極めて高い。一旦共謀罪が悪用されると、結果的に共謀罪を根拠に立件された事件について裁判所が無罪判決を出したとしても、正当な組合活動に対する萎縮効果が生じ、労働組合が壊滅的な打撃を受けるのは必然的なことになる。

共謀罪は、人と人とのコミュニケーションそのものが犯罪行為となるので、立証するために通信傍受(盗聴)が有効とされ、電話の盗聴やメールを監視する捜査手法が正当化され、一般化する恐れがある。現在は表現の自由のもと、労働組合内部であらゆる議論をすることが可能であるが、ひとたび共謀罪が成立すれば、共謀罪での摘発の危険をおそれ萎縮し、労働者が労働組合に入ることを躊躇するようになりかねない。労働組合の団結自体が危機に陥ることになってしまう。このように、共謀罪は労働者・労働組合の正当な活動に対し国家権力が日常的に介入することを可能にするものであって、憲法で保障された労働基本権を骨抜きにするものである。全国港湾は、憲法で保障された労働者及び労働組合の権利を擁護する立場から、共謀罪法案に断固として反対する。

以上

2017年4月27日 第9回全国港湾中央執行委員会